

香川県災害ボランティア連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 香川県災害ボランティア連絡協議会（以下、「協議会」という。）は、災害発生に備え、平常時から多様な支援団体が連携し、災害時の支援や課題について共有することで、地域の顔の見える関係づくりと支援団体間のネットワークを構築することを目的とし設置する。

(活動)

第2条 協議会において、前条の目的達成のために次の活動を行う。

(1) 平常時に行う活動

- ア 多様な支援団体の相互理解とネットワーク化の促進
- イ 災害ボランティア活動に関する情報収集や情報発信
- ウ 支援団体同士の学習や交流の場の企画及び開催

(2) 発災時に行う活動

香川県災害ボランティア支援センターとの連携、協働により、次の活動を行う。

- ア 被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営の協力
- イ 情報共有会議やその他必要な会議への参加
- ウ 各市町や圏域における被災者支援の後方支援
- エ 復旧、復興に向けた支援活動

(組織)

第3条 協議会は、その趣旨に賛同する関係機関及び団体等（以下「団体等」という。）で構成する。

- 2 参加団体は、会議、研修の場及び交流の場への参加並びに情報共有のためのメーリングリスト及びSNSの登録に努める。

(参加等)

第4条 協議会へ参加する団体等は、協議会事務局に参加届（様式1）を提出するものとする。

- 2 参加団体は、参加届の内容に変更が生じた場合は変更届（様式1）を提出するものとする。
- 3 協議会への参加を取りやめる場合は、協議会事務局に退会届（様式2）を提出するものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、定期的に年1回以上開催する。

- 2 会議の座長は、出席者の互選とする。

(経費)

第6条 本協議会の活動参加における経費については、原則各団体等の負担とする。

(事務局)

第7条 協議会に関する事務局（庶務）は、香川県社会福祉協議会が行うものとする。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、協議会でその都度協議する。

附 則

- 1 本設置要綱は令和3年12月22日から施行する。
- 2 本設置要綱は平成24年11月27日から施行する。
- 3 平成17年1月23日から施行の香川県ボランティア協議会会則は、本設置要綱の施行を持って廃止とする。